

知っていますか？ 国民年金保険料の 免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが難しい方が、保険料を「全額免除」、「納付猶予」または「一部免除」することができる制度です。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますのでお早めに申請をお願いします。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

※納付猶予の場合は年金の受給資格には反映されますが、年金額には反映されません。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

納付猶予…保険料を納付猶予

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	17,510円	13,130円	8,760円	4,380円
保険料	0円	4,380円	8,760円	13,130円

一部免除の場合、免除されていない部分の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

申請期間	当該年の7月から翌年6月まで ※申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請が可能です。
申請先	平田村役場またはお近くの年金事務所で手続きが可能です。

ご不明な点は平田村役場また郡山年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-923-3434

戸籍の振り仮名について

戸籍にフリガナが記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることとなりました。

今後、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。平田村に本籍がある方への通知は、7月上旬から中旬頃発送予定です。

通知が届きましたら内容の確認をお願いします。

通知された振り仮名が

正しいとき ⇒届出をしなくても通知のとおりに記載されます。

誤っているとき⇒届出が必要です。

詐欺にご注意！！

振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。
また、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

詳しくは法務省 HP を
ご覧ください。



令和7年度 介護保険料の納付について

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、 保険料はこの制度を支える大切な財源です

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬頃に発送します。

◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。

○普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、令和7年度中に65歳になる方などです。

◎特別徴収……年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

■段階別保険料

所得段階	区 分	保険料年額
第1段階 (基準額×0.285)	生活保護受給者、又は世帯全員が村民税非課税で老齢福祉年金の受給者、若しくは本人及び世帯全員が村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	21,890円
第2段階 (基準額×0.485)	本人及び世帯全員が村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円を超え120万円以下である者	37,250円
第3段階 (基準額×0.685)	本人及び世帯全員が村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円を超える者	52,610円
第4段階 (基準額×0.90)	村民税課税世帯で本人が村民税非課税の者で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である者	69,120円
第5段階(基準額) (基準額×1.00)	村民税課税世帯で本人が村民税非課税の者で、第4段階以外の者	76,800円
第6段階 (基準額×1.20)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者	92,160円
第7段階 (基準額×1.30)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	99,840円
第8段階 (基準額×1.50)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	115,200円
第9段階 (基準額×1.70)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	130,560円
第10段階 (基準額×1.90)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	145,920円
第11段階 (基準額×2.10)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	161,280円
第12段階 (基準額×2.30)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	176,640円
第13段階 (基準額×2.40)	本人が村民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の者	184,320円

※納期限については納付書納期限をご確認ください。